

特別養護老人ホーム整備事業者公募概要【R7公募】

第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画・認知症施策推進計画に定める整備目標に沿って、整備事業者を募集します。

今回の募集の応募が年間選定数に満たなかった場合には追加で募集を行う場合があり、追加募集を行う場合は市ホームページにて公表します。

募集区分	民有地活用	
施設種別	広域型（1ユニット分以上の増築含む） ※ユニット型個室に限る。なお、1ユニットあたりの定員数は原則12人以内とします。13人以上の定員数とする場合は、別途職員配置（夜間を含む）について、検討した資料を提出し、入居者へのサービス提供に影響がないと認められる場合のみとします。	地域密着型（サテライト型を含む）
整備年度		
整備年度	8年度 設計 9年度 着工・出来高60% 10年度 しゅん工・開所	8年度 設計 9年度 着工・出来高60% 10年度 しゅん工・開所
募集規模	年間2施設程度とします。（選定数は増減する可能性があります。）※この1施設は120人として設定しています。実際の応募では、1施設の定員数の上限を設けておりません。	年間1施設程度とします。（選定数は増減する可能性があります。）※この1施設は29人として設定しています。
ショートステイの設置	空床型ショートステイの設置を条件とします。	ショートステイの設置は任意とします。
対象者	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人（新規設立法人も含む） ※地域密着型特別養護老人ホームはオーナー型による整備も対象とします。	
留意事項	1 特別養護老人ホーム（広域型）は「建設の手引き－民有地活用（広域型）－」を、地域密着型特別養護老人ホーム（サテライト型含む）は「建設の手引き－民有地活用（地域密着型（サテライト型を含む））－」を使用してください。 2 特別養護老人ホーム（広域型及び地域密着型）については、共に全区を募集対象とします。 <u>ただし、緑区、泉区における特別養護老人ホーム（広域型）の整備は年間1施設のみの選定とします。</u> 3 サテライト型居住施設の本体施設は、特別養護老人ホームとします。 4 借地方式も含め、特に整備の進んでいない区での建設を検討してください。 5 計画策定にあたり必要な法令及び基準に遵守した計画かどうか、事前に関係課へ必ず確認をするようにしてください。 6 以下の区域が整備区域に含まれる場合には、応募不可となります。 詳しくは建設の手引きをご確認ください。 (1) 災害レッドゾーン：土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域 (2) 災害イエローゾーン：土砂災害警戒区域、浸水深1メートル以上の浸水想定区域等 7 市街化調整区域に建設する場合の条件 (1) 横浜市開発審査会提案基準（第20号）に該当することが必要です。 (2) 事業計画によっては、横浜市土地利用総合調整会議に付議する必要がありますので、下記問合せ先へ要否を確認してください。 【横浜市土地利用総合調整会議の問合せ先】 建築局企画課 電話：045(671)3655、FAX：045(664)7707	
その他	1 整備に関する業者選定及び契約手続き等については、「民間社会福祉施設整備等に係る契約指導要綱」、「契約の手引き」及び「建設の手引き」に基づき行うことを条件とします。 2 選定後であっても、横浜市補助金が予算化されない場合は、事業の遅れや、当初予定された補助制度の内容や金額に変更が生じる場合があります。 3 当初想定し得ない事情により、事業継続が困難となった場合、選定を取り消す場合があります。	
事前相談・仮申請	事業計画書の提出前に必ず健康福祉局高齢施設課と事前相談を行ってください。なお、応募を検討されている場合は、締切までに仮申請書を下記連絡先までご提出ください。 <締切>令和7年5月30日（金）	
応募方法	「特別養護老人ホーム建設の手引き」及び「特別養護老人ホーム建設事業計画書」により必要書類を正副2部作成し、紙媒体で持参してください。また、同様の内容のデータも提出してください。 <締切>令和7年7月9日（水）15時00分（厳守） ※ 締切後の提出や添付書類に不備のある事業計画書は受け付けません。	
連絡先	横浜市中区本町6丁目50番の10 横浜市健康福祉局高齢施設課施設整備係 電話：045(671)4119 FAX：045(641)6408 Eメール：kf-tokuyouseibi@city.yokohama.lg.jp	